

子家発 0930 第 1 号
令和 2 年 9 月 30 日

各

都 指 中	道 定 核	府 都	県 市 市
-------------	-------------	--------	-------------

 児童福祉主管部（局）長 殿

厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長
(公 印 省 略)

乳幼児健診未受診者、未就園児、不就学児等の状況確認の実施について（依頼）

平素より、児童虐待防止対策の推進にご尽力をいただき、厚く御礼申し上げます。

昨年度、乳幼児健診未受診者、未就園児、不就学児等の状況確認については、「乳幼児健診未受診者、未就園児、不就学児等の状況確認の実施について」（令和元年8月1日付け子家発 0801 第2号厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長通知）により、関係部署や関係機関との情報共有等の取組を徹底し、確認対象児童の所在及び安全の確認に努めていただきました。

乳幼児健診未受診、未就園、不就学等の子どもについては、「児童虐待防止対策の抜本的強化について」（平成31年3月19日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定）において、毎年度、定期的に安全確認を行うこととされており、また、これら子どもは特に支援を必要としている場合もあることから、本年度も昨年度と同様に、各市町村においては、要保護児童対策地域協議会の場を活用するとともに、児童相談所や教育委員会、警察等の関係機関と連携し、早急に子どもの状況確認を行うようお願いします。

併せて、都道府県におかれましては、管内の市町村（指定都市及び中核市を除く。）に本通知を周知いただくとともに、市町村が実施した状況確認の結果に係る調査票の取りまとめ等につきまして、御協力をお願いいたします。

本調査の実施に当たっては、内閣府男女共同参画局、警察庁生活安全局、総務省自治行政局、出入国在留管理庁及び文部科学省初等中等教育局と協議済みであることを申し添えます。

なお、本通知による調査は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に基づき依頼するものです。

記

1 趣旨・目的

本調査は、令和2年10月1日時点で、当該市町村には住民票はあるが、乳幼児健診等の未受診や、未就園、不就学等で、福祉サービス等を利用していないなど関係機関が状況を確認できていない子ども（以下の①～④のいずれかに該当する小学校修了前の児童（0歳から12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童をいう。）。）

以下「確認対象児童」という。)の情報を市町村において把握し、子どもを目視すること等により、福祉や教育等、家族以外との接触のない子どもの安全確認・安全確保を図ることを目的とするものです。

- ① 乳幼児健康診査(自治体が独自に実施しているものを含む。)、予防接種、新生児訪問、乳児家庭全戸訪問事業などの乳幼児等を対象とする保健・福祉サービスを受けておらず(乳幼児健康診査については、診査結果が再受診となっているにもかかわらず再受診しない者を含む。)、電話、文書、家庭訪問等による勧奨を実施したにもかかわらず、自治体職員の目視による確認ができず、関係機関においても目視による確認ができない児童
- ② 未就園(保育所、幼稚園、認定こども園等へ入所・入園をしていない)で、地域子育て支援拠点や一時預かり等の福祉サービス等を利用しておらず、関係機関においても目視による確認ができない児童
- ③ 市町村教育委員会等が、学校への就園・就学に係る事務(※1)の過程で把握した児童で通園・通学していないもの(※2)のうち、市町村教育委員会が各学校や学校設置者と連携して家庭への電話、文書、家庭訪問等による連絡を試みてもなお自治体職員の目視による確認ができず、関係機関においても目視による確認ができない児童
 - ※1 就学時健診、学齢簿の編製、就学説明会等の就園・就学前後の諸手続、幼児教育・保育の無償化に係る諸手続、学校において行う事務を含む。
 - ※2
 - ・ 就学義務の免除又は猶予を受けている児童
 - ・ 1年以上居所不明のため、学齢簿を別に編製されている簿冊に記載(記録)されている児童
 - ・ 病気や経済的理由、不登校、家庭の事情等により長期欠席している児童等
- ④ 市町村の児童家庭相談、保育の実施事務、子ども・子育て支援新制度における施設型給付・施設等利用給付・地域型保育給付や児童手当、児童扶養手当等の児童を対象とした手当(自治体が独自に実施している手当を含む。)の支給事務、その他児童福祉行政の実施事務の過程で把握されている家庭の児童で、家庭への電話、文書、家庭訪問等による勧奨を実施したにも関わらず、自治体職員の目視による確認ができず、それらの行政事務の実施上、必要な各種届出や手続を行っていない家庭に属し、関係機関においても目視による確認ができない児童(①から③までに該当する児童を除く。)

2 状況確認の実施

以下により、確認対象児童を洗い出し、状況確認を実施してください。

(1) 確認対象児童の洗い出し

令和2年10月1日時点において当該市町村に住民登録をしている確認対象児童について、当該市町村の児童福祉部門・母子保健部門等の関係部署のほか、市町村教育委員会等関係機関と連携して情報を収集し、確認対象児童数及び各児童に関する情報について把握を行う。

(2) 確認対象児童の状況確認の実施

上記(1)の確認対象児童について、

- ・ 速やかに以下のアの方法により状況確認を行う。
- ・ アの方法による状況確認ができなかった場合には、イ又はウの方法により状況確認を行う。

こととし、ウによっても判断に資する十分な情報が得られない場合には、引き続きア又はイによる確認ができるよう情報収集等の調査を継続し、確認対象児童の所在がつかめない場合には警察に適切に行方不明者届を提出すること。

確認対象児童の状況確認については、確認対象児童の存在が判明した時点から随時速やかに状況確認を行う。なお、確認対象児童の住所地市町村の職員、要保護児童対策地域協議会の構成員となっている機関・関係者のほか、住所地市町村が目視による状況確認を依頼した機関や関係者(他の市町村の機関等を含む。)が、目視により、確認対象児童に係る状況確認を実施する場合は、「児童虐待・DV対策等統合支援事業」における「児童虐待防止対策支援事業」が活用できることから、積極的な活用を検討すること。

状況確認の結果については、児童相談所も構成員となっている要保護児童対策地域協議会において速やかに関係機関と情報共有を行う。また、状況確認の結果、養育に関して支援が必要な家庭については、児童相談所における指導・助言・保護のほか、市町村で継続的に養育支援訪問事業等を活用するなどによる養育に関する相談、助言指導等の支援を行う。特に、支援を必要とする若年妊産婦については、母子保健分野とも連携しながら、出産後の親子に対する養育支援を行うこと。さらに、保護者に対しては、今後状況確認ができなくなることをないよう転出・転入の際の届け出や相談窓口等についての必要な助言・情報共有等を行う。

ア 住所地市町村の職員、要保護児童対策地域協議会の構成員となっている機関・関係者のほか、住所地市町村が目視による確認を依頼した機関や関係者(他の市町村の機関等を含む。)が、当該児童を目視により確認

イ 東京出入国在留管理局への照会により得た当該児童に係る出入(帰)国記録から、当該児童の出国の事実を確認(出国後、入(帰)国記録がないことの確認を含む。)

ウ ア及びイのほか、住所地市町村が実施した調査等により、当該児童の所在等について得られた情報の信頼性に確信が持てるとして、住所地市町村が判断したことによる所在等の確認

※ 例

- ① 海外の学校等に在籍していることが在籍証明書等により確認できた場合
- ② 他の市町村の医療機関を受診していることが判明し、当該医療機関を通して状況確認できた場合
- ③ 保護者が配偶者からの暴力等により避難しており、婦人相談所、配偶者暴力相談支援センターを通して確実に児童の状況が確認できる場合

- ④ 児童が自室に引きこもっているが、市町村の職員等のドア越しの呼びかけには応答し、家族も状況改善に向けて市町村に相談するなど協力的な姿勢が見受けられる場合 等

3 調査の報告

上記2により状況確認を行った確認対象児童数、各児童の状況等について、別添1及び2の回答上の留意事項を精読の上、2種類の調査票（調査票1及び調査票2）により、報告をお願いします。

【調査票1】

以下の調査項目について、確認対象児童全員の個別の状況を回答してください。

○ 必須回答の調査項目

住所地都道府県名、住所地市町村名、年齢（令和2年10月1日現在）、学年、性別、確認対象児童として判断した主な理由

○ 令和2年10月1日から令和3年3月31日までの間に状況確認ができた児童について回答する調査項目

居所都道府県名、居所市町村名、状況確認できた方法、状況確認できた年月日、状況確認できた後に行った支援内容 等

○ 令和3年3月31日時点で状況確認ができない児童について回答する調査項目
要保護児童対策地域協議会へのケース登録状況、児童相談所との情報共有・連携に係る依頼状況、警察への通報（相談）状況、東京出入国在留管理局への出入（帰）国記録の照会の有無、海外出国・居住の可能性に関する情報の有無、DVで他市町村に避難している可能性に関する情報の有無 等

【調査票2】

市町村ごとに、以下の①から⑦に掲げる確認対象児童数を回答してください。

① 確認対象児童の数

② 確認対象児童のうち、令和2年10月1日から令和3年3月31日までの間に状況確認ができた児童の数

③ 令和元年度に実施した状況確認調査で確認ができなかった児童16人について、令和2年8月19日から令和3年3月31日までの間に状況確認ができた児童の数

④ 上記③のうち、平成30年度緊急把握調査から状況確認ができない児童に該当する児童の数及び当該児童のうち、令和2年8月19日から令和3年3月31日までの間に状況確認ができた児童の数

⑤ 上記③のうち、平成29年度調査から状況確認ができない児童に該当する児童の数及び当該児童のうち、令和2年8月19日から令和3年3月31日までの間に所在等が確認できた児童数

⑥ 上記③のうち、平成28年度調査から居住実態が把握できない児童に該当する

児童数及び当該児童のうち、令和2年8月19日から令和3年3月31日までの間に状況確認ができた児童数

- ⑦ 上記③のうち、平成27年度調査から居住実態が把握できない児童に該当する児童数及び当該児童のうち、令和2年8月19日から令和3年3月31日までの間に状況確認ができた児童数

※ 市町村内に対象児童が存在しない場合も、調査表2を入力の上、提出をお願いします。（都道府県名、市町村名を入力し、確認対象児童数を「0」とする）

4 提出期限等

(1) 厚生労働省への提出期限（期限厳守）

- 中間報告

令和3年1月15日（金）（令和2年12月31日時点での状況確認結果）

- 最終報告

令和3年4月7日（水）（令和3年3月31日時点での状況確認結果）

※ 令和3年3月31日時点でなお状況確認ができていない児童がいる場合は、引き続き状況確認の調査を行うことを予定しています。

(2) 提出方法

- 令和2年10月1日時点における確認対象児童について、当該児童に関する情報及び状況確認の状況を取りまとめの上、調査票を提出してください。
- 提出期限前に全ての確認対象児童について状況確認できた場合には、提出期限を待たずに調査票を更新の上、速やかに提出してください。
- 都道府県においては、管内市町村（指定都市及び中核市を除く。）の各調査票をとりまとめの上、提出先メールアドレス宛てに送付をお願いします。
- 提出する際のファイル名は、「【〇〇県（市）】調査票」としてください。
- 指定都市及び中核市においては、都道府県を経由せず、提出先メールアドレス宛に直接送付をお願いします。
- 送付の際のメールの件名は、「【〇〇県（市）】調査票」としてください。
（提出先メールアドレス） jidounetwork@mhlw.go.jp

5 調査結果の公表

調査結果については、取りまとめ次第速やかに公表する予定です。

【厚生労働省担当者】

厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課
虐待防止対策防止対策推進室
自治体支援係（内線 4898）
TEL 03-5253-1111（代表）
03-3595-2166（直通）